

H23年度 海外輸入制度調査

## インドにおける化粧品の入制度

2012年2月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ニューデリー事務所

## 目次

第 I 章 - インド化粧品市場	2
化粧品の定義	2
市場概観および市場規模	2
市場区分	2
第 II 章 - インドにおける化粧品の輸入要件	3
輸入化粧品の登録申請	3
認可機関による登録証の発行 (第 4 回改正規則第 129C 条)	4
登録証の有効期限、停止、取り消し	4
改正によるその他の義務	5
第 III 章 - インドへの化粧品輸入手続き	6
輸入通関手続き	6
インドへの物品の輸入に必要な書類、証明書、規定書式	10
第 IV 章 - 化粧品 - 承認成分/禁止成分リスト	10
第 V 章 - 製品のラベル、容器、包装に関する規制	11
第 VI 章 - 販売規制	13
医薬品検査官による物品の検査に関する規定	14
インドにおける化粧品の販売および流通に必要な免許	15
登録要件	15
化粧品の流通規制	15
基準および規制に違反した化粧品の販売に対する罰則	15
第 VII 章 - 主要機関	16
化粧品の規制を管轄する政府省庁	16
化粧品の輸入を管轄する政府機関	17
製品検査のための認定試験所	17
インドの主要化粧品輸入および販売会社	18
第 VIII 章 - 輸入関税	19
関税計算で使用される用語	19
化粧品に関する輸入関税	21
国際運送コスト	23
現地運送コスト	24
付録	25
参照	26
Evalueserve について	27
Evalueserve 免責事項	27
著作者について	27

# 第I章 - インド化粧品市場

## 化粧品の定義

「1940年医薬品・化粧品法（The Drugs and Cosmetics Act, 1940 以後 1940年医薬品・化粧品法）および 1945年医薬品・化粧品規則（The Drugs and Cosmetics Rule, 1945 以後医薬品・化粧品法および規則）」は、化粧品を「洗浄、美化、魅力増進、外観変更のため人体または人体の一部にすり込み、または塗布し、または散布あるいはスプレーし、または注入する、またはその他の方法で用いられることを意図する製品で、化粧品の原材料として用いられることを意図する製品を含む」と定義している。

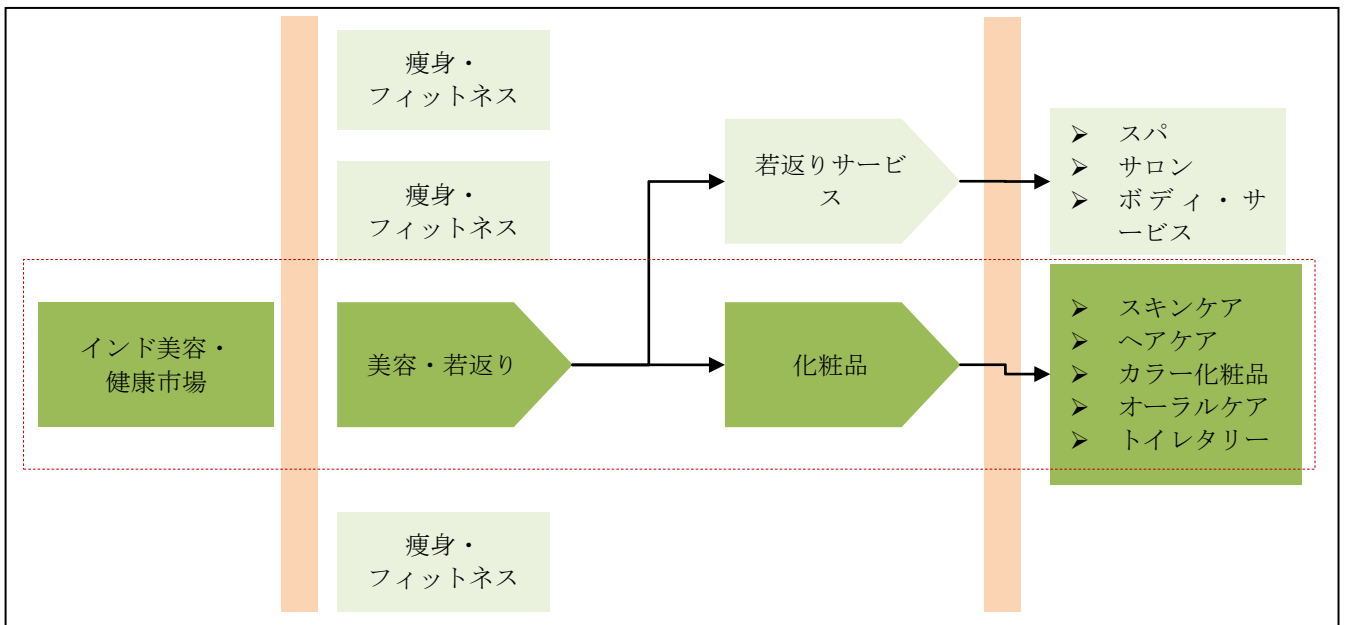
## 市場概観および市場規模

2010年、インド化粧品産業の市場規模は約93億ドルだった。<sup>1</sup> 同産業に影響を与える主な要因には、都市人口増加、農村の人々の意識向上、可処分所得の増加、人々間でのファッション意識の高まりなどがある。同市場の参加者は市場シェアを拡大するため、値下げや広告を通じたブランド意識の拡大により消費者の関心を引こうと競っている。

## 市場区分

図1で示したように、化粧品は美容・若返り部門に分類され、スキンケア、ヘアケア、カラー化粧品、オーラルケア、トイレタリーの5カテゴリーに分けられる。

図1:インド化粧品産業の市場区分<sup>2</sup>



<sup>1</sup> 出所：Research and Market

<sup>2</sup> 出所：企業ウェブサイトおよびニュース記事

## 第Ⅱ章 - インドにおける化粧品の輸入要件

現在、インドへの化粧品の輸入は医薬品・化粧品法および規則により規制されているほか、通関手続きに従わなければならない。医薬品・化粧品法および規則に定められている基準は、インドへの輸入化粧品の成分、包装、流通販売などに関するものである。また、同規則は、化粧品の製造、試験、販売に関する様々な申請書や証明書の様式も定めている。

インドの消費者に低品質の化粧品が渡ることがないように、インド政府は、インドへの化粧品輸入に関してさらに厳格な規制を実施する計画である。2010年5月19日、保健・家族福祉省(Ministry of Health and Family Welfare)は**2010年医薬品・化粧品(第4回改正)規則**により、1945年医薬品・化粧品規則の改正を提案した。官報公示 GSR733(E)号に従い、同改正は**2012年4月1日**に施行される。

この改正により、輸入化粧品は事前に認可機関への登録が必要になる。登録プロセスは、登録申請、認可機関による登録申請の審査、登録証の発行などである。

以下、本章では、登録手続きの詳細について説明する。

### 輸入化粧品の登録申請<sup>3</sup>

2010年医薬品・化粧品(第4回改正)規則第**129A条**に基づく輸入化粧品の登録申請手続きは以下のとおりである。

- 製造業者またはその認定代理人またはインドの輸入業者または製造業者によって認定されたインド子会社は、[書式 42号](#)により登録証の発行を申請しなければならない。
- 製造業者がインドにおける代理人に与える認定は、インドでは第1級治安判事(First Class Magistrate)<sup>4</sup>、原産国では同等の地位にある者による認定が必要である。
- 申請者は、パローダ銀行(Bank of Baroda)の指定支店、口座名「0210-医療および公衆衛生、04 公衆衛生、104-手数料および罰金“0210 - MEDICAL AND PUBLIC HEALTH, 04 PUBLIC HEALTH, 104-FEES AND FINES”」に、所定の支払証書([Challan](#))を用いて、登録料 250 米ドルまたはそのインド・ルピー相当額を支払わなければならない。
- 原産国の製造業者による登録料の直接払いの場合、支払いは電子決済システム(ECS: Electronic Clearance System)により、原産国の銀行からパローダ銀行(Bank of Baroda, Kasturba Gandhi Marg, New Delhi)の電子コードを通じて、口座名「0210-医療および公衆衛生、04 公衆衛生、104-料金および罰金“0210 - MEDICAL AND PUBLIC HEALTH, 04 PUBLIC HEALTH, 104-FEES AND FINES”」宛てに行う。パローダ銀行がこの取引を承認し、支払を受けたことを確認した場合、この取引の受領証(正本)を支払証書と同等として扱う。
- 申請者は、化粧品の検査、分析、試験のため必要となる、中央政府認定試験所に対する試験費用を支払う責任を負う。
- 登録証の正本を紛失または破損した場合、副本の発行料として 100 米ドルまたはそのインド・ルピー相当額を支払わなければならない。
- 輸入業者が複数ブランドの化粧品輸入を希望する場合、1 ブランドごとに登録料 250 米ドルを支払わなければならない。

<sup>3</sup> 出所：インド政府公示 GSR 426(E)号

<sup>4</sup> 司法治安判事(judicial magistrate)は権限の大きさによって分類される。第1級治安判事は3年以下の禁固および1万ルピー以下の罰金を科す権限を有する。

**第 4 回改正規則第 129B 条**によると、以下の条件を満たしている場合、同一製造業者によって製造された 1 種類または複数種類の化粧品の輸入は、[書式 43 号](#)による 1 回の申請、1 登録証の発行で済む。

- 当該化粧品が 1 工場または合同で単一工場として機能する複数工場で製造された。

登録証が複数ブランドの製品に用いられる場合、登録料は 1 ブランドごとに 250 米ドルとなる。ブランドには同一製品であれば規格、容量の異なる複数製品が含まれてよい。

#### 認可機関による登録証の発行<sup>5</sup> (第 4 回改正規則第 129C 条)

- 申請を受領した認可機関は、申請に不備がなく、[付表 D III \(Schedule D III\)](#)に記載がある情報が揃っている場合、受領日から 6 カ月以内に登録証を発行する。しかし、認可機関は例外的に、遅延の理由を記した上、この期限を最大 3 カ月延長することができる。
- 申請者が上記の期限内に登録証を受け取れなかった場合、申請者は中央政府に上訴する権利を有する。その場合、中央政府は必要な調査を行い、適切な措置を取る。

#### 登録証の有効期限、停止、取り消し<sup>6</sup>

- **有効期限**：第 4 回改正規則**第 129D 条**によると、登録証は、有効期間中に停止または取り消しがない限り、発行日から 3 年間有効である。しかし、登録証の有効期限の 6 カ月前に新たな登録申請がなされた場合、それまでの登録証は新たな登録証が発行されるまで有効とする。
- **停止および取り消し**：第 4 回改正規則**第 129E 条**によると、製造業者が登録の条件に従っていない場合、認可機関は、登録の全体または関係する化粧品に関して、登録証の停止または取り消しを命じることができる。ただし、停止または取り消し命令が出される前に、製造業者には、登録に必要な条件の不遵守について説明する機会が与えられる。また、認可機関の命令に不服の場合、停止または取り消しを受けた者は 30 日以内に中央政府に上訴することができる。中央政府は上訴人に申し立ての機会を与え、必要な調査を行い、適切な措置を取る。

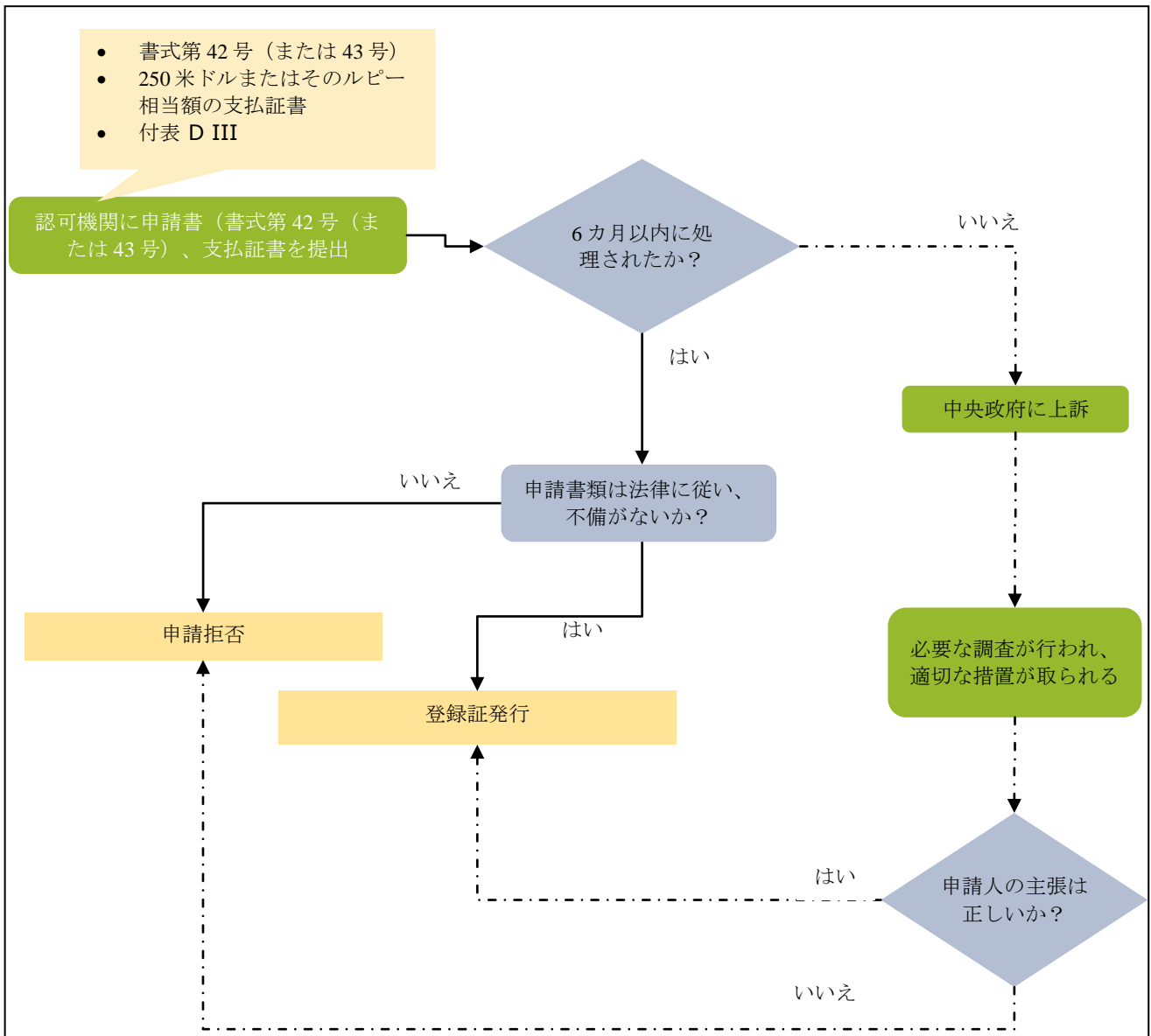
---

<sup>5</sup> 出所：インド政府公示 GSR 426(E)号

<sup>6</sup> 出所：インド政府公示 GSR 426(E)号

下記の図は、登録証の申請に必要なプロセスを図示したものである。

図 2: 登録証の申請プロセス



改正によるその他の義務<sup>7</sup>

- **規則第 129F 条:** 原産国での製造、流通または販売が禁止されている化粧品は、検査、試験、分析を目的とする場合を除き、名称の如何を問わず、インドに輸入することはできない。
- **規則第 129G 条:** インドに輸入されるすべての化粧品は、[付表 S](#) : 化粧品、規格 および [付表 Q](#) : 1988 年インド規格基準局改正 IS:4707 (パート 1) に基づく化粧品・石けん用に許可された染料および色素リスト または製品に適用されるその他の品質基準および安全基準、および医薬品・化粧品規則のその他の条項に従っていない場合、輸入化粧品が [付表 S](#) の製品リストに記載がない場合、原産国の規則および基準に従う。

<sup>7</sup> 出所：インド政府公示 GSR 426(E)号

- **規則第 129H 条:** いかなる化粧品も、医薬品・化粧品規則 **XV 部**の基準に従って包装およびラベル貼付が行われていない限り、インドに輸入することができない。さらに、輸入化粧品のラベルには、製品の登録証番号、製品をインドで販売する登録証保有者の氏名および住所が記載されていなければならない。ラベルおよび包装に関する規制については、第 V 章（製品のラベル、容器、包装に関する規制）で扱う。

## 第 III 章 - インドへの化粧品輸入手続き

医薬品・化粧品法および規則に定められた基準を満たし、インド標準化機関(BIS: the Bureau of Indian Standards)の基準に適合した化粧品のみをインドに輸入することができる。

本章はインドへの化粧品輸入に関する以下の手続きについて説明する。

- 輸入通関の流れおよび手続き
- 輸入通関時に政府諸機関が求める書類

### 輸入通関手続き<sup>8</sup>

医薬品・化粧品規則**第 133 条**は、同規則第 43A 条が定める海港および空港を通じてのみ化粧品を輸入できると定めている。指定されている海港・空港は以下のとおり。

- 海港：チェンナイ、コルカタ、ムンバイ、コーチン、ナヴァ・シェヴァ、カンドラ
- 空港：チェンナイ、コルカタ、ムンバイ、デリー、アーメダバード、ハイデラバード

インドにおける通関手続きは、1942 年関税法 (Customs Act, 1962)、1975 年関税率法 (Customs Tariff Act, 1975)、関税評価規則 (Customs Valuation Rules, 1988)に定められている。通関手続きは、効率的な通関手続を可能にする電子データ交換(EDI: Electronic Data Interchange)システムによって行われており、インドではインド電子データ交換システム(ICES: Indian Customs EDI System)により、国際貿易に関わる通関書類の受領および他機関（外国の税関など）との情報交換が行われている。

輸入通関には以下の諸段階がある。

- **積荷申告 (cargo declaration)**：通関代理人(CHA: Custom House Agent)は、税関サービス・センターで輸入業者に代わって積荷の申告を行う。輸入業者が自ら申告を行いたい場合には、EDI コミッショナー補佐の許可が必要である。通関代理人または輸入業者は、税関サービス・センターで、通関のため[付録 I \(Annexure I\)](#)：輸入申請書を提出しなければならない。積荷申告には以下の書類が必要である。
  - **税関申告書 (Bill of Entry; B/E)**：輸入品に関する積荷の申告書で、事前に提出した輸入ジェネラル・マニフェスト(IGM: Import General Manifest)により EDI システムを利用して行う。IGM は、貨物の陸揚げ目的でインドの水域に入るすべての船舶に、インドの港で提出することが求められる法定の申告書である。IGM 提出の目的は以下の点を確認するためである。
    - 当該船舶に積まれたすべての輸入品が適切に説明される。
    - 当該船舶の海運会社/海運代理業者(steamer agent)に課されたすべての義務が適切に果たされている。
    - 船舶（インドに物品を輸入するすべての船舶）に関係する書類が揃っている。

輸入業者は税関サービス・センターで EDI システムにより積荷申告を行う。この段階では、書類の原本は提出しない。

<sup>8</sup> 出所：チェンナイ税関

- 書類の提出：輸入業者/通関代理人は、「申告の非反駁性(Non-reputability)」を確保するため、「付録 I」の署名入り複写を税関サービスセンターに提出する。「申告の非反駁性」とは、輸入業者によりいったん申告された内容が後に否定されないことを意味する。
- B/E の登録（記載）：税関は輸入業者/通関代理人が提出した書類等すべてをチェックしたのち、B/E 番号を割り当てる。B/E 番号は B/E のすべての複写に記載される。これらの過程は EDI システムを使用しない場合で、EDI システム使用の場合、これらの過程は海運代理業者<sup>9</sup>が IGM を提出した直後に行われる。
- 物品の評価：B/E は物品の評価のため、税関内の適切な「グループ」<sup>10</sup> に送られる。
  - 査定官 (Appraising Officer) は、物品の関税評価額を決定するが、書類の確認はしない。
  - 査定官は「公開命令」の形で検査官に指示を与える。公開命令とは、物品の必要な検査を行わせる命令をいう。
  - 情報に疑義または不備がある場合、査定官が調査を行う。これに応じて、通関代理人/輸入業者は適切な書類を提出しなければならない。
  - 製品の分野によっては、特定種類の物品に関するさまざまな輸出振興スキームによる減免税や恩典を受けることができる。しかし、現在、化粧品についてはそのような減免税は適用されていない。
  - 査定官は、製品の査定を提出された書類のみで行うことができないと判断した場合、物品の現物検査を命じることができる。これは輸入業者の代理人の立会いのもと、貨物取扱事務所で行われる。
  - 査定官は、検査報告書を受領した後、B/E に最終的な関税分類と関税評価額を記載する。
- 監査部による監査
  - 査定の検証のため、税関監査部による内部監査が行われる。
- 税関長補佐/代理による確認：
  - 関税評価額が 2 千米ドル以上の場合、税関長補佐/代理は輸入業者が行った申告を検査し、承認する。
  - 輸入業者に提出が求められる申告情報の変更は、税関長補佐/代理の承認を得た後に行うことができる。
- 物品の検査とシステム登録：
  - 物品のシステム登録はシステム検査官が行い、B/E は物品の現物検査を行う検査官に送られる。
  - 輸入業者は B/E とともに以下の書類を提出する。

番号	書類
a.	関税支払証書原本
b.	デリバリーオーダーのコピー
c.	船荷証券 (B/L) のコピー <sup>11</sup>
d.	インボイスの原本
e.	パッキングリスト原本
f.	原産地証明書原本
g.	減免税証明書 (Exemption Certificate) (通知により求められる場合)

<sup>9</sup> 海運代理業者とは、船舶管理に関する業務およびコンテナ供給など貨物サービスに関する業務を行う者をいう。

<sup>10</sup> 「グループ」とは、関税表の各章に割り当てられた異なる商品群を評価するチームをいう。

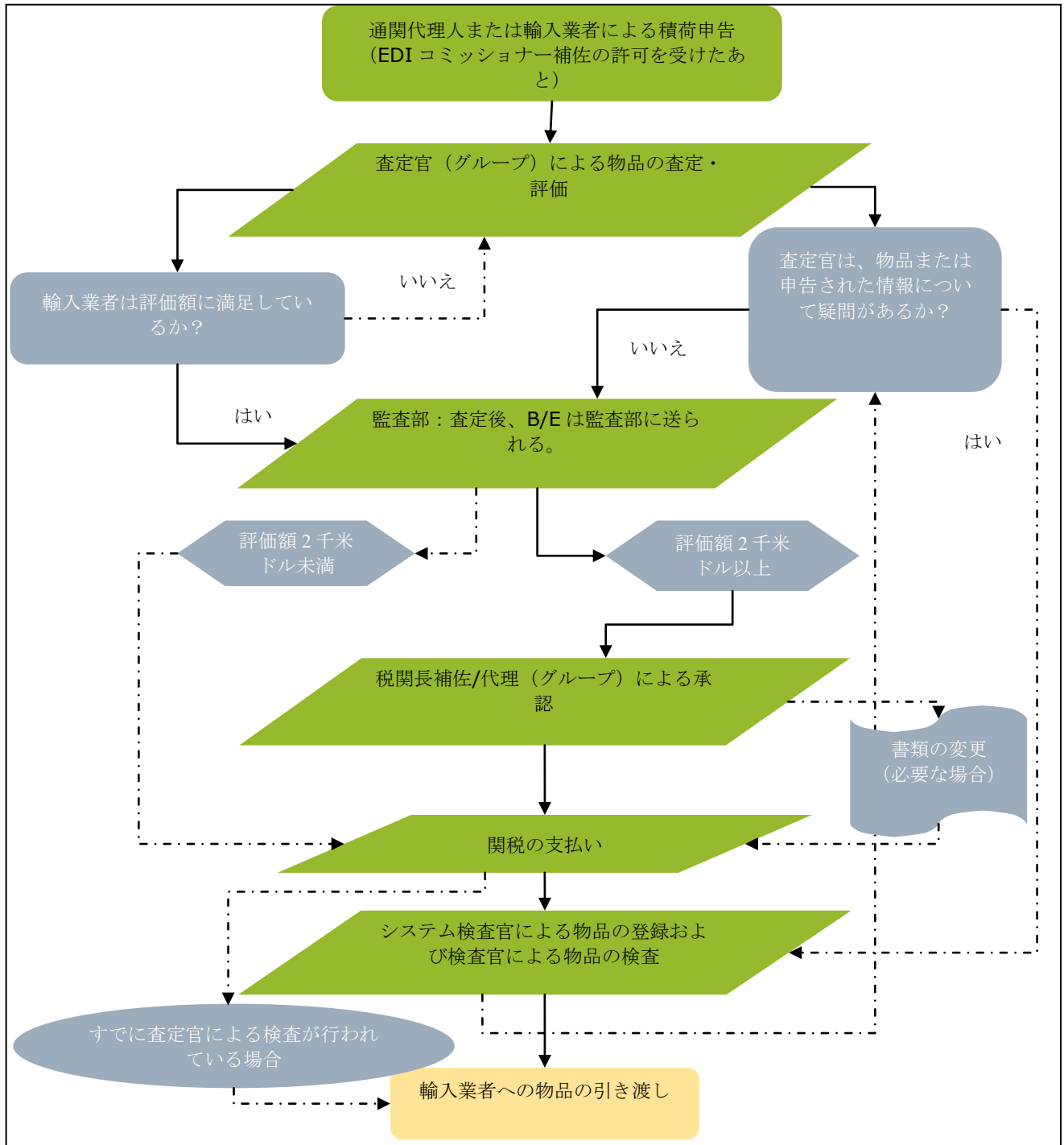
<sup>11</sup> 船舶から運送業者に、物品が輸送のため船舶に積み込まれたことを確認するために発行される書類。



h.	保証書・保険契約書のコピー（ある場合）
i.	輸入業者により署名された GATT 申告書
j.	物品の技術資料、カタログなど
k.	グリーン・チャンネル通関請求書（ある場合）
l.	税関副長補佐（ADC）またはその他の機関/機構からの承認書（必要な場合）
m.	その他必要書類

- 検査官は査定官/税関長補佐（査定担当）からの指示に従い、物品を検査し、その検査内容すべてを検査報告書に記載する。
- **輸入業者への引き渡し:**
  - 査定官（検査担当）は検査報告書を調べ、検証の上「引き渡し命令書(O/C: out of charge)」を発行する。
  - EDIシステムにより B/E のコピー3通（輸入業者および銀行用）、O/C コピー3通（税関、輸入業者、倉庫管理者用）、検査報告書のコピー1通を作成する。
  - 輸入業者は税関が発行した O/C（倉庫管理者用）を使用し、倉庫管理者に物品の引き渡しを請求する。

図 3: インドにおける輸入化粧品の特関手続き



## インドへの物品の輸入に必要な書類、証明書、規定書式<sup>12</sup>

- **輸出入業者コード(IEC: Importer Exporter Code)** : インドにおけるすべての輸出入業者は、商工省外国貿易局(DGFT: Indian Directorate General of Foreign Trade)が発行する 10 ケタの輸出入業者コード(IEC) を取得しなければならない。
- **税関申告書 (Bill of Entry)** : 税関申告書は以下の 3 種類がある。
  - **国内消費税関申告書 (Bill of Entry for Home Consumption)** – 輸入品を関税全額を支払って輸入通関する場合、この書式を用いる。用紙が白色のため、「白色税関申告書」と呼ばれることもある。ここでの「国内消費」とは、インドにおいて消費されることをいう。
  - **倉庫預かり用税関申告書 (Bill of Entry for Warehousing)** – 輸入業者が輸入した物品をすぐに必要としない場合、保税制度の利用により、関税を支払わずに保税倉庫に保管することができる。物品は、後に必要となった時点で、関税の支払いにより引き渡しを受けることができる。これにより輸入業者は、関税の支払いを物品が実際に必要となるまで延期することができる。倉庫預かり用税関申告書は黄色の用紙に印刷されているため、「黄色税関申告書」と呼ばれることもある。また、関税の支払いなしに物品を保税倉庫に移す保税が行われることから、**保税蔵入税関申告書**ともよばれる。
  - **保税蔵出用税関申告書 (Bill of Entry for Ex-Bond Clearance)** – この税関申告書は **保税倉出 (ex-bond clearance)** のためのものである。これは、関税の支払いにより保税倉庫からの物品の引き渡しを受けるためのもので、緑色の用紙に印刷されている。物品は港での通関時点ですでに品目分類、査定されているため、この税関申告書には品目分類および課税評価額は記載されない。
- **輸入積荷総目録 (IGM: Import General Manifest)** : 船舶または航空機による輸入の場合、船舶または航空機の到着前に IGM の提出が必要である。これは船積みされている物品に関する明細書である。IGM の提出が事前に完了している場合、船舶の到着直後から、対応する B/E はシステム内で自動的に管理されることになる。
- **インボイス**: 医薬品・化粧品規則第 129 条により、輸入化粧品への添付が必要な書類である。インボイスには積送品に含まれる各化粧品の名称および分量、製造業者の名称および住所を記載する。
- **誓約書**: インドへの化粧品の輸入には、製造業者またはその代理人(認定代理人)または輸入業者によって適切に署名された誓約書を税関に提出しなければならない。誓約書では、すべての化粧品が医薬品・化粧品法第 III 章に規定された基準に従っていることが述べられなければならない。

## 第 IV 章 - 化粧品 – 承認成分/禁止成分リスト<sup>13</sup>

中央医薬品基準・管理機構 (Central Drug Standard & Control Organization) およびインド標準化機関 (BIS) は、インドで販売される化粧品に使用される成分に関する基準を定めている。BIS は IS: 4707 (Part I) - 1988 (改正版) において化粧品の基準および詳細な規制を定めている。1945 年医薬品・化粧品規則の **付表 Q** は、IS: 4707 で定められている化粧品および石鹸の製造で使用が認められている染料、色素、顔料のリストを法定規格として規制しているものである。

BIS が指定した化粧品に関する基準は以下のとおり。

規格 No.	年	規格名称
IS 10283	1982	化粧品産業用酢酸エチルの仕様書
IS 10284	1982	唇用膏薬仕様書
IS 10301	1982	化粧品産業用イソプロピルアルコール仕様書

<sup>12</sup> 出所: ムンバイ税関、チェンナイ税関、医薬品・化粧品法および規則

<sup>13</sup> 出所: 医薬品・化粧品法および規則 - 付表 S

IS 10350	1999	粉末ヘア・ダイ仕様書
IS 10377	1982	パラフェニレンジアミン(para-phenylenediamine)仕様書
IS 10998	1984	ビンディー (液体) 仕様書
IS 10999	1999	クムクム (Kum Kum) 粉仕様書
IS 11015	1984	化粧品産業用塩化アンモニウム(Ammonium Chloride) 仕様書
IS 11023	1984	化粧品産業用ホウ砂 (Borax)仕様書
IS 11142	1984	ヘナ・パウダー仕様書
IS 11375	1985	化粧品産業用落花生油仕様書
IS 11376	1985	化粧品産業用ゴマ油仕様書
IS 11377	2001	化粧品の衛生的製造ガイドライン
IS 11470	1985	化粧品産業用ココナツ油仕様書
IS 11486	1985	化粧品産業用ヒマシ油仕様書

IS: 4707 Part I の規制のほか、医薬品・化粧品規則では、以下のように化粧品最終製品の成分について禁止や制限が規定されている。

- **規則第 134 条** – 化粧品の製造に使用される合成有機色素および天然有機色素中に含まれる物質の許容量は以下のとおり。
  - ヒ素（三酸化ヒ素として計算） - 2ppm
  - 鉛（鉛として計算） - 20ppm
  - 鉛以外の重金属（それぞれの金属の合計として計算） - 100ppm
- **規則第 134A 条** – ヘキサクロロフェン (hexachlorophene) を含む化粧品の輸入は禁止されている。しかし、石鹼には、重量の 1%を超えない濃度のヘキサクロロフェンは認められる。ただし、製品の包装にはっきりと「ヘキサクロロフェン含有 - 乳児への使用はしないでください」と表示する場合のみである。
- **規則第 135 条** – 着色目的で鉛およびヒ素化合物が使用されている化粧品の輸入は禁止されている。
- **規則第 135A 条** – 水銀化合物が含まれる化粧品の輸入は禁止されている。
- **規則第 136 条** – 医薬品・化粧品法第 10 条で輸入が禁止されている化粧品は、少量であれば、以下の条件に従い、個人使用目的として輸入することができる。
  - 化粧品が旅客手荷物の一部であり、当該旅客の所有物または真に当該旅客により使用に供される。
  - 指示があった場合、税関当局に申告する。

## 第 V 章 - 製品のラベル、容器、包装に関する規制<sup>14</sup>

インドで販売される化粧品のラベル、容器、包装は、医薬品・化粧品規則第 XV 部で規定されている基準に従わなければならない。基準は内ラベルおよび外ラベル、容器、包装のほか、特定製品固有のラベルについて規定している。医薬品・化粧品規則第 148 条による規制は以下のとおりである。

- 内ラベルおよび外ラベルには以下を記載する。
  - 化粧品の名称

<sup>14</sup>出所：医薬品・化粧品法および規則第 XV 部

- 製造業者の名称および化粧品が製造された場所の完全な住所。容器が小さくすべての情報を記載できない場合、製造業者およびその主たる製造場所と郵便番号を記載する。
- 化粧品の外ラベルには、以下の形で内容量を表示しなければならない。
  - 固体の場合、その重量
  - 液体の場合、その容量
  - 半固体の場合、その重量
  - 内容物が分割されている場合、個数

この表示は、香水、化粧水または同カテゴリーに属する他の製品で、内容量が 60 ミリリットル未満の場合および固体または半固体の化粧品で、内容量が 30 グラム未満の場合は行わなくてよい。

- 製品に危険要因がある場合、内ラベルに以下の記載をしなければならない。
  - 十分安全な使用上の指示
  - 消費者に見えるような「警告」「注意」「特別な指示」の文字
  - 危険または有毒な成分の名称および分量の表記
- バッチ番号<sup>15</sup>—化粧品には、最初が「B」で以下数字が続くバッチ番号を付与し、ラベルに記載する。バッチ番号は、容量が 10 グラム未満の固体/半固体化粧品、25 ミリリットル以下の液体化粧品には不要である。また、石鹼の場合、バッチ番号のかわりに製造年月をラベルに印刷する。
- 化粧品がインドで製造された場合、製造ライセンス番号をラベルに記載する。
- ラベルが単一の場合、内ラベルおよび外ラベルに記載すべきすべての情報をそのラベルに記載する。
- **規則第 148A 条** – 製造業者により記載、表示された化粧品の容器、ラベル、包装の薬名分量、記号を変更、抹消、破損してはならない。この規則は、化粧品の容器、ラベル、包装に記載された薬名分量または記号の変更が、認可機関の勧告または指導により、または許可を得て行われる場合には適用されない。
- **規則第 149 条** – パラフェニレンジアミン(Para-Phenylenediamine, PPD)を含むヘア・ダイまたは他の染料、色素、顔料は、内ラベルおよび外ラベルに、英語および現地言語で、以下の注意書きを記載しなければならない。

「注意 — この製品は場合により皮膚の荒れを引き起こす可能性がある成分を含んでおり、付属の指示書に従って事前の試用を行ってください。この製品は、失明を引き起こす可能性があるため、まつ毛またはまゆ毛を染めるためには使用しないでください。」

また、それぞれのパッケージには、英語および現地言語の両方で、以下のように試用を指示する注意書きを同梱しなければならない。

「この製品は深刻な肌の荒れを引き起こす場合があるため、過敏性の有無を確認するため、常に事前の試用を行ってください。試用では、最初に耳の後ろまたは前腕の内側の肌の小部分を、石鹼および水またはアルコールで洗浄します。そこに少量のヘア・ダイを塗布し、乾かします。24 時間後、塗布した部分を石鹼および水で軽く洗浄します。肌の荒れや腫れがなければ、ヘア・ダイへの感受性はないと考えられます。しかし、試用は毎回の利用ごとに、事前に行ってください。この製品は、失明を引き起こす可能性があるため、まつ毛またはまゆ毛を染めるためには使用しないでください。」

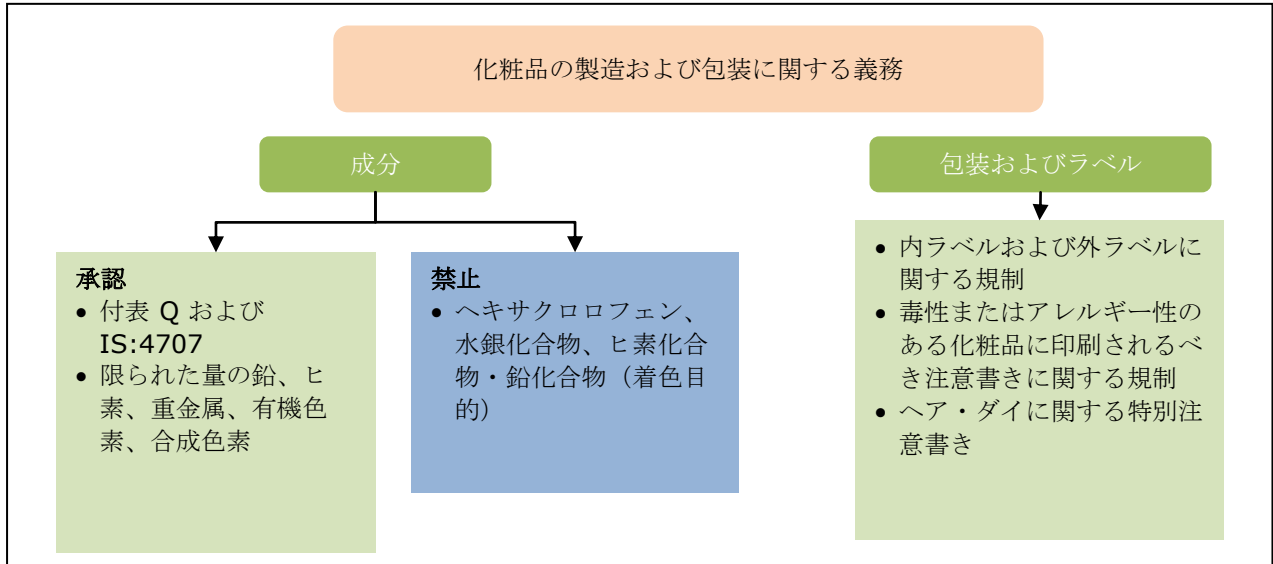
同規則に基づく試験または分析の報告書は[書式 34 号](#)を用いる。

<sup>15</sup> バッチ番号とは、「特定バッチの製造に関する詳細情報がこの番号を用いて一連で記録され、検査時にそれらの情報が参照できる番号」

付表 S では、インドで製造または販売される化粧品の詳細な基準が示されている。

下記の図は、インドで販売される化粧品の成分およびラベルに関する規制を示したものである。

図 4: インドで販売される化粧品の成分、ラベル、包装に関する規制



## 第 VI 章 - 販売規制

販売および流通のためインドに輸入される化粧品には、医薬品・化粧品法および規則で規定されている品質基準を満たしているかどうかのチェックがある。品質基準を満たしていない、不正表示化粧品、偽造化粧品、粗悪化粧品の販売および流通は禁止されている。

- **不正表示化粧品** – 医薬品・化粧品法第 9C 条では、以下の化粧品は不正表示化粧品とみなされる。
  - 規定されたもの以外の色素を含む。
  - 規定どおりにラベル貼付がなされていない。
  - ラベル、容器または化粧品の付属品に、虚偽または誤解を招く表示がある。
- **偽造化粧品** – 医薬品・化粧品法第 9D 条では、以下の化粧品は偽造化粧品とみなされる。
  - 他の化粧品に属する名称で輸入されたもの。
  - 他の化粧品の模倣またはなりすましの化粧品、誤解を招くような方法で他の化粧品に類似している、他の化粧品の名称を本体、ラベル、容器に記載している化粧品で、製品の実際の性質および他の化粧品と同一ではないことをわかりやすく明確に記していないもの。
  - ラベルまたは容器に化粧品の製造業者と思われる個人または会社名を表示しているが、その個人または会社が架空または実在しない。
  - 実際にはそうではないにもかかわらず、ある会社の製品と思わせる製品。
- **粗悪化粧品** – 医薬品・化粧品法第 9A 条では以下の化粧品は粗悪化粧品とみなされる。

- 全体または一部に、汚染されたまたは腐敗した物質が含まれる。
- 非衛生的な環境で製造、包装、保管されたため、汚物により汚染されている可能性がある、または健康を害する可能性がある。
- 容器の全体または一部が健康を害する可能性がある有毒または危険な物質からできている。
- 着色のみの目的で、規定されたもの以外の色素を含む。
- 健康を害する可能性がある有害または有毒な物質を含む。
- 品質または効果を落とす物質が混入されている。

以下では、次の項目が扱われる。

- 医薬品検査官による化粧品の検査およびサンプル採取
- 製品の登録要件
- 販売規制
- 販売規制違反に対する罰則

#### 医薬品検査官による物品の検査に関する規定

- 医薬品・化粧品法第 22 (b) 条は、医薬品検査官が、製品が販売、保管されているいかなる場所または税関から、試験および検査のため製品のサンプルを採取し、政府が認定した試験所に送付することができることを規定している。
- また、インドにおける販売を意図して化粧品を所有するいかなる者からも同様にサンプルを採取することができる。
- 医薬品検査官が、製品に欠陥があり、これを正すことができないと考える場合、サンプルを採取するとともに、製品を処分しないよう関係者に命令を出すことができる。しかし、検査官が欠陥は正すことができると考えた場合には、全製品を差し押さえ、規定の様式でその者に受領証を発行する。
- 医薬品検査官は自ら製品を検査することはせず、サンプルを採取し、それらを試験のため[認定試験所](#) に送付する。認定試験所は詳細な報告書を医薬品管理局に提出し、同局がさらなる措置を取る。
- 医薬品検査官は以下の規制に従う（医薬品・化粧品法第 23 条および同規則第 54、56 条など）。
  - 検査官がサンプルを採取する場合、採取する化粧品に対して適切な対価を支払い、[書式 17 号](#)により、書面での受領確認を行う。
  - 採取されたサンプルに対し適切な対価を支払うことができない場合、[書式 17A 号](#) による受領証が製品の所有者に与えられる。
  - 全製品を押収する場合、医薬品検査官は規定の様式 ([書式 15 号](#)) により、押収品の受領証を発行する。
  - 検査のために採取されたサンプルは 4 つに分割される（製造場所から採取された場合を除く）。
    - 分割された 1 つ目は、サンプルの提供者に渡される。



- 2つ目は政府分析官に送付される。<sup>16</sup>
  - 3つ目は、法律的措置がある場合、裁判所に送付される。
  - 4番目は製造業者（または製品の製造責任を有するとされている者）に送付される。
- 製品が小さい容器に収められている、または容器から出すと劣化するおそれがある場合、医薬品検査官は容器もサンプルとして採取することができる。
  - 採取されたすべてのサンプルは、サンプルを提供した者が立会いをしないと決定した場合を除き、その立会いのもとで封印される。必要な場合、サンプル提供者の封印または署名がサンプルに付される。
  - 必要な試験が完了したのち、製品が規定の基準に違反していないことが判明した場合、医薬品検査官は、同製品の流通および処分に関して発していた命令を取り消す、または採取したサンプルを返却しなければならない。
  - 製品を押収した場合、医薬品検査官は、可能な限り早期に治安判事 (Magistrate)に知らせなければならない。
  - 基準違反が製造業者によって是正可能な場合、検査官は、違反事項が改善されたことを確認したのち、同製品の流通を禁止する命令を取り消すことができる。
  - 医薬品検査官が検査目的で書類を押収した場合、可能な限り早期にそれを治安判事に提出しなければならない。

#### インドにおける化粧品の販売および流通に必要な免許

輸入化粧品のインド市場における販売および流通には、免許は不要である。

#### 登録要件

これまで述べてきたように、現在、輸入化粧品は、その輸入、販売、流通に事前の登録を必要としない。製品は医薬品・化粧品法および規則が定める基準および規制に従っていればよい。しかし、インド政府は、**2012年4月1日**までに、化粧品の登録制度を実施することを計画している。

#### 化粧品の流通規制

- **規則第18A条:** 販売を目的として化粧品を所有する者で、製造業者またはその認定代理人でない者は、同化粧品の入手元となった者に関し、以下の情報を医薬品検査官に開示しなければならない。
  - 氏名
  - 住所
  - その他の事項
- **規則第26A条** – 中央政府は、官報のの公示に基づき、人体または動物を危険にさらす可能性があるすべての化粧品の製造および販売または流通を禁止することができる。

#### 基準および規制に違反した化粧品の販売に対する罰則

- **規則第27Aおよび28B条**では、以下の化粧品を製造、販売した者等に対する罰則を定めている。

<sup>16</sup> 中央政府または州政府が官報の公示により任命する。医薬品および化粧品のライフサイクルのいずれにも財政的、個人的な繋がりが無い者でなければならない。



- 偽造化粧品：3年以下の禁固または罰金
  - 偽造化粧品以外で、医薬品・化粧品法の規定に違反した化粧品：1年以下の禁固または1,000ルピー以下の罰金またはその両方
  - 医薬品・化粧品法第26A条に基づき中央政府により一般製品として禁止された化粧品：3年以下の禁固または5,000ルピー以下の罰金項
- **規則第29条**では、
    - 中央政府の分析官による分析試験報告書を製品の宣伝または販売促進に使用した者には、500ルピー以下の罰金が科せられる。

## 第VII章 – 主要機関

政府各省および機関が中央政府を支援し、化粧品市場の規制を実施している。これらの各省および機関は、インドに輸入、販売される化粧品の規制において、それぞれ異なる専門的役割を果たしている。化粧品の成分、包装、販売に関する規制、輸入および課税に関する規制などがこれらの省、機関によって策定され、施行されている。以下では、化粧品の輸入において重要な役割を果たす省および機関について簡単に説明する。

### 化粧品の規制を管轄する政府省庁

- **保健・家族福祉省 (Ministry of Health and Family Welfare)**：保健・家族福祉省は以下の各局で構成され、各局はインド政府の政務次官がその長になっている。
  - 保健・家族福祉局 (Department of Health & Family Welfare)
  - アユシュ局 (Department of Ayush)
  - 保健調査局 (Department of Health Research)
  - エイズ管理局 (Department of AIDS Control)
  - 保健サービス局：保健・家族福祉局の附属機関であり、インド全国に下部組織を有する。医療および公衆衛生に関する技術的諮問を行い、さまざまな保健サービスの実施に関わっている。
- **商工省 (Ministry of Commerce and Industries)**：商工省は以下の各局で構成され、各局はインド政府の政務次官がその長になっている。
  - 商務局 (Department of Commerce)
  - 工業政策・振興局 (Department of Industrial Policy and Promotions)

商工省は、輸出、輸入、国内貿易に関する規制を策定する。

以下は商工省の附属機関である。

- 外国貿易局 (DGFT: Directorate General of Foreign Trade)
- 調達・廃棄局 (DGS&D: Directorate General of Supplies and Disposals)
- 経済諮問事務局 (Office of the Economic Adviser)

- **財務省 (Ministry of Finance):** 財務省は以下の各局で構成され、各局はインド政府の政務次官がその長になっている。
  - 歳入局 (Department of Revenue)
  - 経済局 (Department of Economic Affair)
  - 歳出局 (Department of Expenditure)
  - 財務サービス局 (Department of Financial Services)
  - 民営化局 (Department of Disinvestment)

### 化粧品の輸入を管轄する政府機関

インド政府の各省の管轄下にある諸機関がインドへの化粧品輸入に関する法律や規制を定めている。それらの諸機関には以下のものがある。

- **中央医薬品基準・管理機構 (CDSCO: Central Drug Standard and Control Organization):** CDSCO は、医薬品・化粧品法に基づき、医薬品および化粧品の基準策定、輸入医薬品および化粧品の取締、州レベルの医薬品基準や管理機構の調整を行うために設立された。

連絡先 : +91 11 2323 6965

- **外国貿易局 (DGFT):** DGFT は商工省の附属機関であり、インドの外国貿易規制を管轄する。

連絡先 : +91 11 2306 2777

- **中央物品税関税局 (CBEC: Central Board of Excise and Customs):** CBEC は財務省歳入局の一部である。同局は関税および中央消費税の徴収に関する政策の策定、密輸防止、関税および中央消費税、麻薬に関する事項のうち CBEC の管轄事項を取り扱う。CBEC は、税関、中央消費税コミッショナー、中央歳入管理研究所などの機関の管轄機関である。

役職	連絡先
委員長、特別次官	+91 11 2309 2849
委員 (L & J)	+91 11 2309 2628
委員 (Customs, RI & I, 輸出、セーフガード)	+91 11 2309 2230
委員 (P & V)	+91 11 2309 4828

### 製品検査のための認定試験所<sup>17</sup>

保健・家族福祉省はインド全土で、インドで製造、販売される医薬品および化粧品の品質を分析するための試験所を認定している。コルカタにある中央医薬品試験所 (CDL: The Central Drugs Laboratory) は、医薬品および化粧品の品質管理のための国立法定試験所である。同試験所は 1940 年に 1940 年医薬品・化粧品法に基づいて設立された、インド

<sup>17</sup> 出所 : 中央医薬品基準・管理機構 (CDSCO)

で最も古い医薬品管理機関の品質管理試験所である。CDLのほか、ムンバイ、チェンナイ、ハイデラバードの3カ所に中央医薬品試験所 (CDTL: Central Drug Testing Laboratories)がある。

CDLおよびCDTLは、保健・家族福祉省保健サービス局の管轄下で機能し、それぞれ同等の責任を有する。これらの主要な業務には、中央政府および州政府の医薬品管理機関として、インドで製造された医薬品および化粧品の品質管理・分析を行っている。必要な場合、輸入化粧品もこれらの試験所で品質基準についての分析が行われる。

CDLおよびCDTLのほか、中央政府はインド全土に、医薬品および化粧品の試験、検査のため、多数の試験所を認定している。認定試験所のリストは付録Iに掲載した。

### インドの主要化粧品輸入および販売会社

インドでは、輸入化粧品は主に主要流通業者によって流通されている。これらの流通会社は製品を地域の販売業者に供給している。流通業者は独自の輸入部門を有しており、インドへの輸入に外部業者を用いることはしない。L'oreal、Wellaなどの主要化粧品企業は直営販売店、代理店、サロンなどを通じて製品を販売している。

輸入化粧品の流通に従事するインドの主要流通業者には以下のものがある。<sup>18</sup>

会社名	設立年	本社所在地	ブランド	連絡先
Baccarose	1983	ムンバイ	香水・化粧水: - <i>Banana Republic</i> - <i>Dolce &amp; Gabbana</i> - <i>Diesel</i> スキンケア、化粧品: - <i>Clarins</i> - <i>Chambor</i> - <i>Elizabeth Arden</i> - <i>Shiseido</i>	66, Makers Chamber VI, Nariman Point, Mumbai 400021, India.  Tel: +91 22 22817766 Fax: +91 22 22852780  <a href="http://www.baccarose.com">www.baccarose.com</a>
GR Fragrance	-	チェンナイ	- <i>Creation Lamis</i> - <i>Precious Secrets</i> - <i>Dorall Collection</i> - その他の香水、制汗剤	No.5A, Kilpauk Garden Road, Ist Street, Kilpauk, Chennai - 600 010. Tamil Nadu, India.  Tel: +91 44 2825 2642 Fax: +91 44 2647 2644  <a href="http://www.grfragrances.com">www.grfragrances.com</a>
Cosmos Brands	2002	ムンバイ	- <i>Hummer</i> - <i>Alfred Sung</i> - <i>Adrienne Vittadini</i> - <i>Bijan</i> - <i>Masaki Matsushima</i> - <i>Romeo Gigli</i> - <i>Gai Mattiolo</i> - <i>Roberto Cavalli</i> - <i>Salvador Dali</i>	Cosmos Brands Distributors Pvt. Ltd. 7th Level, Aryston Centre, Opp. J.W Mariott Hotel, Juhu Road, Juhu, Mumbai-400 049 Maharashtra, India  Tel : +91 22 5502 5500 Fax: +91 22 5502 4400  <a href="http://www.cosmosbrands.com">www.cosmosbrands.com</a>

<sup>18</sup> 出所：各社ウェブサイト

Euro Traditions	-	ムンバイ	香水・化粧水、トイレタリー	610, B Wing 6th Floor, Crystal Plaza, Link Road, Opp. Infinity Mall, Andheri West, Mumbai – 400058  Tel: +91 22 2673 3307  <a href="http://www.eurotraditions.com">www.eurotraditions.com</a>
MKP Distributors	-	ムンバイ	- Hugo Boss - Mont Blanc - Dunhill - Austin Reed - Van Gills - Nike Fragrances - Pal Zileri	Suite 101/102, 1st Floor, Golden Walls, 18th Road, Khar West, Mumbai – 400052  Tel: +91 22 2600 7301 Fax: +91 22 2600 7310  <a href="http://www.mkpdistributors.com">www.mkpdistributors.com</a>

## 第 VIII 章- 輸入関税

インドに輸入される化粧品は、輸入通関を行う必要がある。輸入の際、CBEC が輸入を許可し、1962 年関税法 (Customs Act, 1962) および 1975 年関税率法 (Customs Tariffs Act, 1975) および関税率表により計算された金額を関税として支払わなければならない。輸入品に対する関税額は、インボイスに記載された製品価格や運送料などを考慮して算出される製品の関税評価額に基づき、税関の査定官が決定する。

本章は以下の詳細を扱う。

- インドで輸入時適用される諸費用、関税、税金の説明
- 関税、相殺税などを含む輸入関連税
- 国際運送コスト（バルク海運）
- 運送コスト、倉庫費用などの現地流通コスト

### 関税計算で使用される用語<sup>19</sup>

- **本船渡し条件(FOB: Freight On Board):** 「本船甲板渡し条件 (Free On Board)」とも呼ばれる。製造コスト、地方税など、売主にかかったコストを含む物品の価格である。売主が製造施設から輸入港に輸送するまでに支払うコストを指す。
- **保険料:** 売主または買主が、輸出国から輸入国までの輸送中に物品の損失（あった場合）を補償するために掛ける貨物保険の保険料である。通常、保険料は輸送費に含まれており、1～3%程度である。
- **運賃・保険料込み条件(CIF: Cost Insurance Freight):** これをコストに含めた場合、物品損失のリスクは売主ではなく買主が負担することになる。FOB では、売主ではなく買主が保険料を支払う。
- **基本関税 (BCD: Basic Countervailing Duty/輸入関税):** 輸入品に課される税金である。税率は 5～40% である。
- **相殺関税 (CVD: Countervailing Duty):** 追加関税とも呼ばれ、インド国内で製造される製品に課せられる物品税を相殺するため、輸入品に課される税である。

<sup>19</sup> 出所：ムンバイ税関、チェンナイ税関、1962 年関税法、1975 年関税率法

- **アンチダンピング税:** 輸出国での国内価格よりも非常に低い価格でインドに製品が輸出される状況から国内製造業者を保護するため、中央政府により（輸出国での国内価格との差の範囲内で）輸入品に課される割増関税。
- **教育目的税 (EC: Education Cess):** 関税額と諸費用（CVD、反ダンピング税を除く）の合計額に基づき、輸入品に課せられる。
- **特別追加関税 (SAD: Special Additional Duty) :** 特別 CVD と呼ばれ、すべての輸入品に課される特別税（～4%）。国内で製造される製品に課される売上税の相殺を目的とする。
- **通関費用 :** 通関代理人や輸入業者の代理人に支払う物品の通関代行料。
- **書式 C:** この書式 の提出により、登録した流通業者は、輸出州で適用される付加価値税と同額の売上税を支払う代わりに、2% (CST)の税金の支払いで他の業者から物品を購入することができる。
- **書式 H:** この書式 は、製品は輸出向けであるため、製品には対して CST は支払わなくてよいことを申告するものである。
- **書式 I:** この書式 は、「経済特区書式」として知られているもので、製品に対する CST の免税を受けるための書式である。
- **中央売上税(CST: Central Sales Tax):** 物品の州間輸送、輸出、輸入の際に州政府により徴収される税で、物品の輸出州で課せられる付加価値税と同率である。書式 C とともに輸送される場合、2%の CST が徴収される。購入者から書式 H または書式 I を取得している場合、CST を支払わなくてよい。
- **書式 F:** この書式 は取扱業者/流通業者/製造業者が製品を自らのある支店から他の支店に移動させる場合、その証明として提出する。提出しない場合、その移動は売却（州間取引）とみなされ、CST が課される。
- **付加価値税 (VAT) :** 物品の付加価値に基づき課される一般的な消費税。州政府が 州内での物品の販売に対し課税する。
- **入境税(Entry Tax) :** 州外からの物品の搬入に際して課される税。各州が指定する物品に対して課され、税率は州によって異なる。入境税は州に物品が搬入された際にいったん支払われるが、クレジット扱いとなり、州内で当該物品が販売された際に発生する VAT から前述のクレジットを控除して納税することができる。
- **オクトロイ (Octroi Duty) :** マハーラーシュトラ州内の市と地方自治体や自治体内の特別区域内における使用や消費、販売を目的に搬入される物品に対して課される。
- **消費税 (Excise Duty):** 国内市場での販売用に国内で製造された製品に対し、中央政府が課税。製塩業、輸出業者、経済特区などは免税される。
- **中央付加価値税(CENVAT):** 当初は修正付加価値税 (MODVAT: Modified Value added tax)と呼ばれた。中央付加価値税は、製造した物品に課される追加税の支払い繰り延べを認める、国内製造業者向けのインセンティブである。これにより、物品の製造を外国にアウトソーシングせず、国内で製造するよう企業を誘導する。
- **免税倉庫 (Excise Warehouse):** 免税倉庫として免許を受けた倉庫では、CVD、SAD、CENVAT などの追加輸入税の払い戻しを受けることができる。
- **一般取引倉庫 (Trading Warehouse):** 売主と買主の間をつなぐものとして機能する。一般取引倉庫として免許を受けた倉庫では CVD、SAD、CENVAT などの追加輸入税の払い戻しを受けることはできない。

- **基本荷札料 (Basic Docket Charges)** : 運送業者に支払う管理費。代金引換渡し (Cash-on-Delivery Charges)などが典型的である。
- **リスク対策(ROV: Risk on Value) 費** : 物品への損害に備えて、流通業者に支払う貨物の保険費用。
- **サービス税** : インド国内のすべてのサービス業者に課す間接税。広告、保険、輸送、倉庫、探索、通関、警備保障など 95 カテゴリーのサービスが対象となる。
- **DPH/ATF 料** : 医薬品、武器、タバコなどの商品の輸送に対し運送業者に支払う特別費。
- **貨物取扱料 (THC: Terminal Handling Charges)** : 船会社が徴収している出発地または目的地のコンテナ・ターミナルにおけるコンテナ取扱費用。
- **積出港 (POL: Port of Loading)** : 貨物またはコンテナが船積みされる港
- **陸揚港 (POD: Port of Discharge)** : 貨物またはコンテナが陸揚げされる港。
- **燃料油割増 (BAF: Bunker Adjustment Factor)** : 燃料価格の値上がり分を上乗せした輸送料。
- **海賊リスク追加料 (PRS: Piracy Risk Surcharge)** : 海運会社がアデン湾における海賊行為リスクによる追加保険などの運送コスト増大を受け、運賃に加えて徴収している追加料。

#### 化粧品に関する輸入関税

化粧品は以下の HS コードに分類される。

- 香水および化粧水 (HS 3303)
- 肌用美容またはメーキャップ製品 (HS 3304)
- 頭髪用調製品 (HS 3305)
- 石鹸 (HS 3401)

以下の表は、上記の品目に適用される輸入関税の種類および税率<sup>20</sup>を示したものである。

HS コード	基本関税 (BCD)	相殺関税 (CVD)	特別追加関税	教育目的税 (EC)	高等教育目的税 (HEC)
HS 3303	10	16	4	2	1
HS 3304	10(9.1*)	16	4	2	1
HS 3305	10(9.1*)	16	4	2	1
HS 3401	10(9.1*)	16	4	2	1

2011年8月1日現在

<sup>20</sup> 出所 : CBEC ウェブサイト、1975 年関税率法

HS3304、HS3305、HS3401（HS3401.19 除く）の BCD 税率については、2011 年 8 月 1 日に発効したインドと日本の包括的経済協力協定 (CEPA)により特惠税率（CEPA 税率）が設定されており、基準税率から最終的に無税の 11 回の毎年均等な引き下げを行う。<sup>21</sup>

以下の表は、CEPA 税率の引き下げスケジュールである（AV+BCD は各年における関税評価額(AV)を 100 米ドルと仮定した場合の価額）。

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
基本関税率	9.1	8.2	7.3	6.4	5.5	4.5	3.6	2.7	1.8	0.9	0.0
AV+BCD (米ドル)	109.1	108.2	107.3	106.4	105.5	104.5	103.6	102.7	101.8	100.9	100.0

発行 2 年目(2012)以降の引き下げは毎年 4 月 1 日に行う。

#### 減免税:

- 1962 年関税法第 25 条(1)項によると、輸入業者が売上税/VATなどをすべて支払っている場合、特別 CVD は免税される。輸入業者は最初 CVD を支払い、1 年以内に以下の書類とともに払い戻しを申請する。
  - 特別 CVD 支払証明書
  - 特別税の払い戻しを申請する輸入品の販売インボイス
  - 輸入業者が当該輸入品を販売した際の売上税または付加価値税の支払証明書
- 特別 CVD の払い戻しは、すべての条件を満たしている場合、管轄する税関の係官が承認を与える。
- また、小売販売を目的とし、事前に包装されたすべての物品に関し、特別 CVD の免税規定がある。これらの物品は、1976 年度量衡法 (Standards of Weights and Measures Act, 1976)の規定または適用されるその他の規則に基づき、包装に小売価格を表示する必要がある。

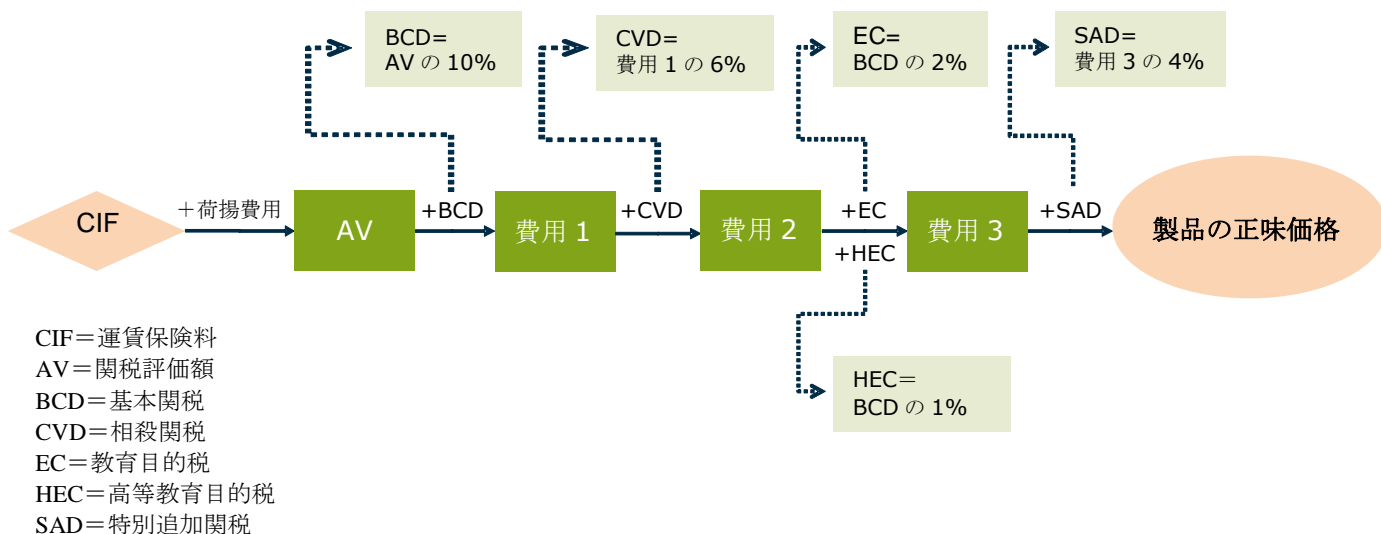
教育目的税および高等教育目的税は免税される品目もあるが、現在、化粧品は免税対象外となっている。

関税の適用と計算は図 5 で説明する。

<sup>21</sup> 出所：商務局



図 5:インドへの輸入化粧品に課せられる税金の計算<sup>22</sup>



以下の表は HS3303 に分類される製品の関税評価額 (AV) を 100 米ドルと仮定した場合の関税額の計算を示している。

名称	適用	税率	累積価額	
関税評価額 (AV) (米ドル)			100	
基本関税 (BCD)	関税評価額 (AV)	10	A	110.0
相殺関税 (CVD)	A	16 <sup>23</sup>	B	127.6
教育目的税 (EC) + HEC	(BCD)=(A-AV)	3	C	127.9
SAD	D	4	E	133.0
製品の正味価格			133.0	

### 国際運送コスト

一般的な 20 フィートおよび 40 フィート・コンテナの輸送について、国際運送費用の推定価を示す。価格は輸送に使用されるコンテナおよび商品の種類によって異なる。輸送はチェンナイ、コルカタ、ムンバイ、コーチン、ナヴァ・シェヴァ、カンドラのいずれの港向けでも同様である。運送料は容積重量または正味重量のいずれか大きい方に基づいて計算される。

以下の表は、日本からインドに輸入される化粧品（商品およびコンテナを合わせて最大 24 トン）の運送料を示している。<sup>24</sup>

<sup>22</sup> 出所：Evalueserve 調査

<sup>23</sup> 出所：2011-12 年度中央関税率表

<sup>24</sup> 出所：Evalueserve によるインド物流企業調査



費用	20 フィート	40 フィート
運賃	600	750
燃料調整費 (BAF)	500*	1000*
国際安全港湾追加料 (ISPS)	8	8
海賊リスク追加料 (PRS)	25	50
引き渡し費用	44	44
IGM 費用	33	33
CC 費用 (運賃の 2%、最低 10 米ドル)	24	37
サービス税 (10.3 %)	127	197
<b>合計 (米ドル)</b>	<b>1,361</b>	<b>2,119</b>

\*BAF は Hamburg SUD のもの。一般的には 20 フィートおよび 40 フィートコンテナにそれぞれ 351 米ドル、720 米ドル。Mitsui O.S.K. line (MOL) は 20 フィートおよび 40 フィートコンテナにそれぞれ 444 米ドル、888 米ドルを設定している。

上記表の注にあるように、BAF が会社ごとに異なるため、料金は物品の輸送に用いる海運会社ごとに異なる。

### 現地運送コスト

陸揚げ港からインド各地へのローカル運送料は、以下のような諸要因によって異なる。

- コンテナ・サイズ: : 20 フィート、40 フィート
- 重量: 5 トン、8 トン、14 トン、18 トン
- 目的地 (地区別)
- 配送時のディーゼル価格
- 需給の影響

目的地別の運送料を簡略化して示すため、インドを以下の 6 地域に分割した。

- 北部 (ウッタルプラデーシュ州、ウッタラカンド州、デリー、ヒマーチャルプラデーシュ州など)
- 南部 (タミルナードゥ州、ケーララ州、カルナータカ州など)
- 東部 (西ベンガル州、オリッサ州など)
- 西部 (ラジャスタン州、マハーラーシュトラ州、グジャラート州など)
- 北東部 (シッキム州、トリプラ州、メガラヤ州など)
- 中央部 (マディヤプラデーシュ州、ジャルカンド州、チャッティスガル州など)

以下の表は、インド西部の港に陸揚げされた貨物のインド各地への道路による運送料金を示している。<sup>25</sup>

陸揚地域	目的地	平均料金 (ルピー/キロ)
インド西部	北部	14-15
	南部	10-12
	東部	15-20
	西部	7-8
	北東部	25-30
	中央部	10-12

ムンバイ市に入る物品には、ブリハンムンバイ自治体により入域税が課せられるため、同地域への運送費用に加算される。貨物がムンバイ港に陸揚げされない場合、入域税の分、運送費用が安くなる。

## 付録

インドへの化粧品の入りに必要な書類。

- ・医薬品・化粧品改正法 <http://cdsco.nic.in/Letrozole.pdf>
- ・医薬品検査規定(P.12 21.～) <http://cdsco.nic.in/Drugs&CosmeticAct.pdf>  
(2008年改訂版 [http://cdsco.nic.in/D&C\\_ACT\\_AMENDMENT\\_2008\\_file.pdf](http://cdsco.nic.in/D&C_ACT_AMENDMENT_2008_file.pdf))
- ・通達 GSR 733E 号 [http://cdsco.nic.in/html/GSR\\_733E.pdf](http://cdsco.nic.in/html/GSR_733E.pdf)

※以下の書類は別添資料を参照

(書式、その他の情報は変更の可能性があります。ご使用にあたっては、最新の情報をご確認ください。)

- ・EDI 申告書
- ・付録 I
- ・評価項目書
- ・書式 17 号
- ・書式 17A 号

<sup>25</sup> 出所：Evalueserve によるインド物流企業調査

- ・書式 15 号
- ・IEC 発行申請書
- ・税関申告書 – 国内消費用
- ・税関申告書 – 倉庫預かり用
- ・税関申告書 – 保税蔵出用
- ・書式 42 号
- ・書式 43 号
- ・化粧品成分規制
- ・支払証書 (Challan)
- ・附表 D
- ・附表 Q
- ・附表 S
- ・書式 34 号
- ・書式 C
- ・書式 H
- ・書式 I
- ・書式 F
- ・認定試験所リスト
- ・2011-12 年度中央関税率表

## 参照

1. 中央医薬品基準・管理機構 ([cdsco.nic.in](http://cdsco.nic.in))
2. 商工省外国貿易局 ([dgft.gov.in](http://dgft.gov.in))
3. (中央) 物品税関税局 ([www.cbec.gov.in](http://www.cbec.gov.in))
4. チェンナイ税関([www.chennaicustoms.gov.in](http://www.chennaicustoms.gov.in))
5. ムンバイ税関([www.mumbaicustoms3.gov.in](http://www.mumbaicustoms3.gov.in))

## Evalueserve について

Evalueserve 社は、2,200 人以上の専門家からなるグローバル・チームを有するナレッジ・プロセスの世界的な専門企業です。信頼できるパートナーとして、Evalueserve 社はナレッジ集約型プロセスを分析、改善、実行し、効率性および効果を高めるため、同社の専門知識を有効に利用します。Evalueserve 社は、他地域かつ多言語サービスを提供するため、チリ、中国、インド、ルーマニアに現地専門家チームおよび大規模グローバル・ナレッジ・センターを有しています。

Evalueserve 社のナレッジ・ソリューションの一つに世界の有力企業向けのカスタム調査および分析があります。Evalueserve 社と協働することで、その顧客は高い生産性、品質向上、経営時間の節約、会社全体にわたってのナレッジや情報へのアクセス向上、組織への新たな能力追加などの恩恵を受けることができます。

## Evalueserve 免責事項

本報告書に含まれる情報は信頼できる情報源から得られたものであるが、著作者および Evalueserve 社は、そうした情報の正確性、完全性、適切性に関し、いかなる保証も行わない。Evalueserve 社は、そこに含まれる情報の誤り、欠如、不適切性、またはその解釈について責任を負わないものとする。

## 著作者について

Virit Shukla : Evalueserve 社消費財およびプラクティス・マネージャー

Anshuman Kalra : Evalueserve 社消費財およびプラクティス・グループ・シニア・ビジネス・アナリスト

Piriya Choudhry : Evalueserve 社消費財およびプラクティス・グループ・ビジネス・アナリスト

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本調査報告書は、日本貿易振興機構（JETRO）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（JETRO）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

JETROは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、JETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。